



鳥取県公報

平成 30 年 8 月 24 日 (金)
第 9 0 3 0 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による指定介護機関の変更の届出 (507) (福祉監査指導課) 2
	生活保護法による指定介護機関の廃止の届出 (508) (〃) 2
	知事指定薬物の指定 (509) (医療・保険課) 3
	知事指定薬物の指定の失効 (510) (〃) 3
	特定計量器の定期検査の実施 (511) (くらしの安心推進課) 4
	大規模小売店舗の新設の届出 (512) (企業支援課) 4
◇ 調達公告	総合評価一般競争入札の実施 (総合療育センター) 5
	総合評価一般競争入札の実施 (病院局総務課) 8
	一般競争入札の実施 (警察本部会計課) 12

告 示

鳥取県告示第507号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第4項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業所及び介護予防事業所の名称を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成30年8月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	変更年月日
医療法人十字会	倉吉市瀬崎町2714-1	訪問看護リハビリステーションのじま	倉吉市瀬崎町2714-1	訪問看護	平成27年9月1日

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	変更年月日
医療法人十字会	倉吉市瀬崎町2714-1	訪問看護リハビリステーションのじま	倉吉市瀬崎町2714-1	介護予防訪問看護	平成27年9月1日

鳥取県告示第508号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第4項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業及び介護予防事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成30年8月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	廃止年月日
かみばやし薬局 有限会社	東伯郡琴浦町大字逢束1212-1	かみばやし薬局	東伯郡琴浦町大字逢束1212-1	居宅療養管理指導	平成24年5月20日
株式会社ホッと・ケア24	米子市両三柳323-1	訪問看護ステーション ホット・ナース24	米子市両三柳323-1	訪問看護、居宅療養管理指導	平成28年12月31日

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	廃止年月日
----	------------	------------	-------------	-----------	-------

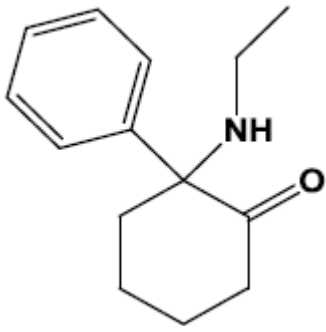
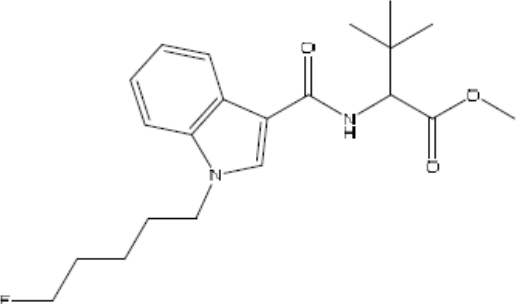
かみばやし薬局 有限会社	東伯郡琴浦町大 字逢束1212-1	かみばやし薬局	東伯郡琴浦町大字 逢束1212-1	介護予防居宅療 養管理指導	平成24年5月 20日
株式会社ホッ と・ケア24	米子市両三柳323 -1	訪問看護ステ ーション ホッと・ナ ース24	米子市両三柳323- 1	介護予防訪問看 護、介護予防居宅 療養管理指導	平成28年12月 31日

鳥取県告示第509号

鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例（平成25年鳥取県条例第6号）第9条第1項の規定に基づき、知事指定薬物を次のとおり指定したので、同条第3項の規定により告示する。

平成30年8月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	通称名	化学名等及び構造式
30-知(1)-3	Deschloro-N-ethyl-ketamine、2-OxopCE、O-PCE	2-(エチルアミノ)-2-フェニルシクロヘキサン-1-オン及びその塩類 
30-知(1)-4	5F-MDMB-PICA	メチル=2-[1-(5-フルオロペンチル)-1 <i>H</i> -インドール-3-カルボキサミド]-3,3-ジメチルブタノアート及びその塩類 

鳥取県告示第510号

鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例（平成25年鳥取県条例第6号）第10条第1項の規定に基づき、知事指定薬物の指定が失効したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成30年8月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	通称名	指定年月日	失効年月日
30-知(1)-1	Methoxyacetylfentanyl	平成30年6月22日	平成30年6月30日
30-知(1)-2	25I-NBOH、2C-I-NBOH	〃	〃

鳥取県告示第511号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定に該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成30年8月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

実施区域	実施期日	実施時間	実施場所
岩美郡岩美町	平成30年10月4日（木）	午前10時から午後3時まで	岩美郡岩美町大字浦富675-1 岩美町役場
〃	平成30年10月9日（火）	〃	〃

鳥取県告示第512号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成30年8月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ザ・ビッグ境港店 境港市清水町790
- 2 大規模小売店舗を新設する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役 加栗 章男 広島県広島市南区段原南一丁目3-52
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役 加栗 章男 広島県広島市南区段原南一丁目3-52
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成31年4月3日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
3,332平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
 - ア 位置 9の書類に記載のとおり
 - イ 収容台数 155台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
 - ア 位置 9の書類に記載のとおり
 - イ 収容台数 90台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
 - ア 位置 9の書類に記載のとおり
 - イ 面積 170平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - ア 位置 9の書類に記載のとおり
 - イ 容量 27.47立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前7時 閉店時刻 午後9時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

- 午前6時30分から午後9時30分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
- ア 出入口の数 2か所
- イ 位置 9の書類に記載のとおり
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
終日
- 8 届出年月日
平成30年8月2日
- 9 縦覧に供する書類
届出書及びその添付書類
- 10 縦覧に供する期間
平成30年8月24日から4月間
- 11 縦覧に供する場所
鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県西部総合事務所地域振興局及び境港市産業部商工農政課
- 12 意見書の提出
大規模小売店舗の新設に関し意見を有する者は、10の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

調 達 公 告

総合評価一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手段の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年8月24日

鳥取県立総合療育センター院長 汐 田 ま ど か

- 1 調達内容
- (1) 調達案件の名称及び数量
鳥取県立総合療育センター電子カルテ等医療情報システム開発及び運用保守等業務 一式
- (2) 調達案件の仕様
入札説明書による。
- (3) 履行期間
- ア システムの納入期限
平成31年3月29日（金）
- イ システムの運用保守期間
平成31年4月1日（月）から平成36年3月31日（日）まで
- (4) 納入場所
米子市上福原七丁目13-3 鳥取県立総合療育センター
- (5) 入札方法
- ア 落札者の決定は、総合評価一般競争入札により行うので、入札者は、入札説明書に定める企画提案書（以下「提案書」という。）を入札書とともに提出しなければならない。
- イ 入札者は、入札説明書に示す方法に従って算出した本件業務に要する費用を入札金額として入札書に記載すること。
- なお、入札書には(1)に掲げる業務に必要な額を、システムの開発及び導入に要する費用と各年度ごとのシステム運用保守に要する費用別に記載すること。
- ウ 契約に当たっては、入札書に記載された金額（以下「入札価格」という。）に100分の108を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、

入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の108分の100に相当する金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、単独企業又は共同企業体とし、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1) 単独企業に関する要件

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 平成30年8月24日（金）から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

ウ 平成30年8月24日（金）から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

エ 平成27年鳥取県告示第596号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が情報処理サービスのシステム等開発・改良及びシステム等管理運営に登録されている者であること。

なお、本件入札に、参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有しないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を平成30年8月31日（金）午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。

オ 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

カ 本件入札に係る共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体に関する資格及び条件

ア 各構成員が(1)のア、イ、ウ及びオまでの要件を全て満たしていること。

イ 次の競争入札参加資格のそれぞれの業種区分に構成員の1者以上の者が登録されていること。

(ア) 情報処理サービスのシステム等開発・改良

(イ) 情報処理サービスのシステム等管理運営

なお、当該業種区分に登録された構成員がいない共同企業体が本件入札に参加しようとするときは、構成員のいずれかが競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成30年8月31日（金）午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。

ウ 共同企業体が、2者以上の者により自主的に結成されたものであること。

エ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の最も大きい者が代表者となること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

オ 次の事項を定めた共同企業体結成に係る協定を締結していること。

(ア) 目的

(イ) 共同企業体の名称

(ウ) 構成員の名称及び所在地

(エ) 代表者の名称

(オ) 代表者の権限

(カ) 構成員の出資比率

- (キ) 構成員の責任
- (ク) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置
- (ケ) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置
- (コ) 取引金融機関
- (サ) 解散後のかし担保責任
- (シ) その他必要な事項

カ 各構成員が、本件入札において他の共同企業体の構成員でないこと。

3 契約担当部局

鳥取県立総合療育センター事務部

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒683-0004 米子市上福原七丁目13-3

鳥取県立総合療育センター事務部

電話 0859-38-2155

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

(3) 入札説明書等及び契約条項を示す書面の交付

平成30年8月24日（金）から同年9月7日（金）までの間に鳥取県立総合療育センターのインターネットのホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/sogoryoikucenter/>）から入手すること。ただし、これにより難い者には、郵送により交付し、又は次により直接交付するものとする。

なお、郵送による交付を希望する場合は、92円分の切手を貼り付けた宛先明記の返信用封筒を同封し、交付期間中に請求すること。

ア 交付期間及び時間

平成30年8月24日（金）から同年9月7日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間の最終日は正午までとする。

イ 交付場所又は郵送申込先

(1)に同じ。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、(5)に定める日時までに(1)の場所に郵送すること。

(5) 入札書及び提案書の提出期限及び提出場所

ア 提出期限

平成30年10月3日（水）午後5時

イ 提出場所

(1)に同じ

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す総合評価一般競争参加表明書及びその他の必要な書類を4の(1)の場所に平成30年9月13日（木）午後5時までに持参し、又は郵便等により送達させ、2の入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 落札候補者の選定及び落札者の決定方法

(1) 落札候補者の選定は、入札説明書で示すところにより、評価委員会を設けて行う提案書の評価及び入札価格の総合評価により行う。

(2) この公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内の価格をもって入札したもののうち、総合評価の最も高かったものを落札者とする。

8 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : 1 Set of Integrated Hospital Information System for the development of public works management

(2) Time-limit for the submission of documents for the qualification confirmation : 5 : 00 PM, 13 September, 2018

(3) Time-limit for the submission of tenders : 5 : 00 PM, 3 October, 2018

Time-limit for the submission of tenders by registered mail : 5 : 00 PM, 3 October, 2018

(4) Please contact for notice : General Affairs Division, Tottori Prefectural Rehabilitation Center for Children with Disability 7-13-3 Kamihukubara, Yonago-shi, Tottori 683-0004 Japan
TEL 0859-38-2155

総合評価一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年8月24日

鳥取県営病院事業管理者 中 林 宏 敬

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

鳥取県立中央病院、鳥取県立厚生病院及び鳥取赤十字病院における診療材料等調達及び管理業務 一式

(2) 調達物品の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

契約締結の日から平成34年3月31日まで。ただし、委託業務の始期は、平成31年4月1日とする。

(4) 履行場所

鳥取県立中央病院（鳥取市江津730）

鳥取県立厚生病院（倉吉市東昭和町150）

鳥取赤十字病院（鳥取市尚徳町117）

(5) 契約金額

入札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書に記載した金額（以下「入札価格」という。）に100分の108を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を契約金額とする。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、単独企業又は共同企業体とし、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 単独企業に関する要件

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 平成30年8月24日（金）から同年10月18日（木）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

ウ 平成30年8月24日（金）から同年10月18日（木）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

エ 平成27年鳥取県告示第596号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者であって、その業種区分が薬品類の衛生材料及び医療・理化学機器類の医療機器に登録されているものであること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を平成30年8月31日（金）正午までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。

オ 平成25年4月1日から平成30年3月31日までの間に、医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第5号に規定する一般病床を400床以上有する病院（集中治療室を有し、かつ、心臓内科又は循環器科、脳神経外科、心臓血管外科及び整形外科の手術実績がある病院に限る。）から物品の調達及び院内物流管理業務を2年以上受注し、完遂した実績を有する者であること。

カ 本件入札に係る共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体に関する要件

ア 各構成員が(1)のアからエまでの全てに該当すること。

イ 構成員のうち、いずれかの者が(1)のオに該当すること。

ウ 共同企業体が、2以上の者により自主的に結成されたものであること。

エ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じである場合には、いずれかの者が代表者となること。

オ 各構成員が、本件入札において他の共同企業体の構成員でないこと。

カ 入札説明書に掲げる事項を定めた共同企業体結成に係る協定を締結していること。

3 契約担当部局

本件入札に基づく契約は、落札者と各病院間で行う。なお、各契約担当部局は次のとおりである。

鳥取県立中央病院事務局経営課

鳥取県立厚生病院事務局経営課

鳥取赤十字病院用度課

4 入札手続等

(1) 入札の手続及び仕様に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県病院局総務課

電話 0857-26-7886

電子メールアドレス byouinsoumu@pref.tottori.lg.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

(3) 入札説明書等の交付方法

平成30年8月24日（金）から同年9月14日（金）までの間にインターネットのホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/byouinkyoku/>）から入手するものとする。当該ホームページを利用して交付しない資料は、電子メールにより交付するので、(1)の場所に電子メールにより依頼するとともに、電話でその旨の連絡をすること。ただし、これらにより難しい者には、次により直接交付し、又は郵送により交付するものとする。

なお、郵送による交付を希望する者は、250円分の切手を貼り付けた宛先明記の返信用封筒を同封し、交付期間中に(1)の場所へ請求すること。

ア 交付期間及び時間

平成30年8月24日（金）から同年9月14日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所又は郵送申込先

(1)に同じ。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成30年10月18日（木）午後1時45分（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日午前10時までとする。）

イ 場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県庁議会棟3階 第13会議室

5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
 - (2) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す参加表明書等を、4の(1)の場所に平成30年9月14日(金)午後5時までに提出しなければならない。また、入札説明書に示す提案書を、4の(1)の場所に同年10月10日(水)午後3時までに提出しなければならない。
 - (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 6 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金
本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程(平成7年鳥取県病院局管理規程第12号。以下「財務規程」という。)第69条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。
なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第14条の規定の例により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。
 - (2) 契約保証金
落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第69条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。
なお、調達手続特例規則第18条の規定の例により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。
- 7 落札候補者の選定及び落札者の決定方法
- (1) 落札候補者の選定は、入札説明書で示すところにより、評価委員会を設けて行う提案書の評価及び入札価格の総合評価により行う。
 - (2) この公告に示した業務を完遂できると判断した入札者であって、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)第127条の規定の例により作成された予定価格の範囲内の価格をもって入札したもののうち、総合評価の最も高かった者を落札者とする。
ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者とせず、当該予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、総合評価の最も高かったものを落札者とすることがある。
- 8 その他
- (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻
日本語、日本国通貨及び日本標準時
 - (2) 入札の無効
2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び財務規程、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。
 - (3) 契約書作成の要否
要
 - (4) 手続における交渉の有無
無
 - (5) その他
鳥取県議会平成30年9月定例会において本件業務に係る予算が否決されたときは、開札を行わない。
その他詳細は、入札説明書による。

9 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Supply Processing and Distribution System, 1 set
- (2) Time-limit for the submission of documents for the qualification confirmation : noon, 31 August,

2018

(3) Time-limit for the submission of documents for the tender : 5:00 PM, 14 September, 2018

(4) Time-limit for the submission of tenders : 1:45 PM, 18 October, 2018

Time-limit for the submission of tenders by registered mail : 10:00 AM, 18 October, 2018

(5) Please contact : General Affairs Division, Tottori Prefectural Hospital Bureau, 1-220

higashimachi, Tottori-shi, Tottori 680-8570 Japan

TEL 0857-26-7886

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年8月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

汎用電子計算機等賃貸借及び保守業務 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 履行場所

入札説明書による。

(4) 履行期間

ア 借入物品及び購入物品の納入期限

平成31年3月22日（金）

イ 借入物品の賃貸借期間及び保守期間

平成31年4月1日（月）から平成36年3月31日（日）まで（60か月間）

(5) 契約金額等

ア 入札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書に記載した金額（以下「入札価格」という。）に100分の108を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を月額の契約金額とする。

イ 入札者は、次に掲げる費用の合計額を(4)のイの期間（60月）で月割りした1月当たりの単価を、入札説明書に示す方法に従って見積もること。

(ア) 調達案件に係る機器の設定、搬入、設置及び調整に要する費用

(イ) 調達案件の物品に係る(4)のイの期間における賃貸借料（賃貸借期間満了後における借入物品の撤去、処分その他の費用を含む。）及び保守料の総額

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、単独企業で次に掲げる要件を全て満たすもの又は第三者賃貸方式でそれぞれの役割を明確にした2者で次に掲げる要件を全て満たすもののうちの代表である者とする。

(1) 単独企業に関する要件

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 平成30年8月24日（金）から同年10月3日（水）（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

ウ 平成30年8月24日（金）から同年10月3日（水）（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者

(競争入札参加資格の再認定の手続を行っている者を除く。)でないこと。

エ 平成27年鳥取県告示第596号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有する者で、その業種区分が情報処理サービスのシステム等開発・改良及びシステム等管理運営並びに事務用機器のパソコン類に登録されているものであること。

なお、これらの業種区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとするときは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号)第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿(以下「競争入札参加資格者名簿」という。)への登録に関する申請書類を平成30年9月5日(水)正午までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。

オ この公告に示した調達案件を履行することができる者であって、保守、点検、修理その他のアフターサービスを鳥取県の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

カ 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

キ (2)の第三者賃貸方式により入札に参加する者でないこと。

(2) 第三者賃貸方式でそれぞれの役割を明確にした2者に関する要件

ア 2者それぞれが(1)のア、イ、ウ、オ及びカの要件を全て満たしていること。

イ 2者のうちの代表である者が競争入札参加資格を有する者で、その業種区分が情報処理サービスのシステム等開発・改良及びシステム等管理運営に登録されており、他の1者が競争入札参加資格を有する者で、その業種区分が事務用機器のパソコン類に登録されていること。

なお、これらの業種区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとするときは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成30年9月5日(水)正午までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。

ウ 本件入札において他の者との第三者賃貸方式でそれぞれの役割を明確にした2者のうちの1者でないこと。

3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部警務部会計課審査出納係

電話 0857-23-0110(代)

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

(3) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成30年8月24日(金)から同月31日(金)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に交付する。

なお、郵送による交付を希望する者は、交付期間中に(1)の担当部局へ電話により請求すること。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成30年10月3日(水)午後2時30分(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月2日(火)午後5時までとする。)

鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部入札室(鳥取県警察本部庁舎2階)

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類、納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類及び参考資料を、4の(1)の場所に平成30年9月14日(金)午後5時まで持参し、又は郵便等により送付し、2の入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として、入札価格に60を乗じて得た額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、国債、地方債及び鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として月額契約金額に60を乗じて得た額の100分の10以上の額を納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 入札への参加に係る一切の費用は、参加者の負担とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を確実に履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased : Mainframe, 1 Set

(2) September 14, 2018 5:00 PM : Time-limit for submission of documents for qualification

confirmation

(3) October 3, 2018 2:30 PM : Time-limit for submission of tenders

October 2, 2018 5:00 PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail

(4) Contact point for the notice : Accounting Division, Tottori Prefectural Police

Headquarters 1-271 Higashi-machi, Tottori-shi Tottori 680-8520 Japan

TEL 0857-23-0110